

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡南幌町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成30年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 夕張郡長沼町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第469号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があつ

目 次 ページ

告 示

- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 129
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 129
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 129
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 129
- 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を実施する場合の条件等の北海道告示登載事項の一部改正……………（財務指導課） 130

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 130
- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 131

道労働委員会告示

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に関する認定の一部改正…………… 132

告 示

北海道告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成30年6月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
田 原	農業用排水施設	北海道日高振興局
愛 知	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水	北海道檜山振興局

北海道告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年6月26日

た。 平成30年 6 月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 歌志内市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 歌志内市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 歌志内市（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第470号 平成16年北海道告示第448号（特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を実施する場合の条件等の北海道告示登載事項）の一部を次のように改正し、特定調達契約に係る入札の公告又は公示が平成30年 7 月 1 日以後に行われるものについて適用する。 平成30年 6 月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 3 の(1)の事項に次のただし書を加える。	ただし、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求できない。 2 4 の(1)の事項に次のただし書を加える。 ただし、落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求できない。 総合振興局告示及び振興局告示 北海道上川総合振興局告示第85号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年 6 月26日 北海道上川総合振興局長 佐 藤 卓 也 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1 月当たりの単価）及び数量 北海道行政情報コミュニケーションシステム端末機器の賃貸借 82台分 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成30年10月 1 日から平成35年 9 月29日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書及び要求仕様書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
--	---

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年6月26日（火）から同年7月18日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階会議・入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成30年8月1日（水）午前11時（送付による場合は、同年7月31日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 パソコンの賃貸借 14台

(2) 予定時期 平成31年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/nyzyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-4908

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 82 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 1, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 31, 2018)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-4908

北海道釧路総合振興局告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年6月26日

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
 - (1) 入札番号1 パーソナルコンピューターの賃貸借（釧路建設管理部本部・事業課）
93台 一式
 - (2) 入札番号2 パーソナルコンピューターの賃貸借（釧路建設管理部厚岸・弟子屈出張所）22台 一式
 - (3) 入札番号3 パーソナルコンピューターの賃貸借（釧路建設管理部中標津・根室出張所・中標津空港管理事務所）43台 一式
- 2 落札を決定した日
平成30年5月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 富士通リース株式会社
 - (2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 落札金額
 - (1) 入札番号1 250,452円
 - (2) 入札番号2 61,344円
 - (3) 入札番号3 119,556円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年4月27日付け北海道釧路総合振興局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道釧路総合振興局総務課
 - (2) 所在地 釧路市浦見2丁目2番54号

道 労 働 委 員 会 告 示

北海道労働委員会告示第1号

平成19年北海道労働委員会告示第1号（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づく認定告示）の一部を次のように改正する。

平成30年6月26日

北海道労働委員会会長 浅 水 正

表本局の項中「及び参事」を「、担当課長及び室長」に改める。

正 誤

○平成30年3月16日（第2967号）

北海道告示第206号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
54	右	15
誤	西蓬萊	
正	西 <u>蓬</u> 萊	

○平成30年6月15日（第2992号）

北海道警察本部告示第269号（特定調達契約に係る落札者等の公示）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
114	左	32
誤	1,123,500円	
正	1,213,380円	